

海上災害防止センター海上防災措置等に係る料金規程

平成 25 年 11 月 13 日制定

(毎事業年度 4 月 1 日改定)

第 1 条 指定海上防災機関一般財団法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 42 条の 14 第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、海上保安長庁官の指示又は船舶所有者その他の者の委託により実施した排出油等の防除、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置（以後、「海上防災措置」という。）に係る料金は、これに定めるところによる。

第 2 条 センターが海上防災措置を実施した場合に要した技術者経費、労務経費、防除資機材等必要な料金は、別紙「海上災害防止センター 技術者経費、労務経費、防除資機材等 利用料金表」（以後「料金表」という。）のとおりとし、これに定めのない場合は当事者間で別途協議のうえ決定する。

2 料金表でいう事前契約者とは、次のとおりとする。

- (1) HNS 資機材要員配備証明書受有船舶
- (2) 特定油防除資材備付証明書受有船舶
- (3) 油回収装置等配備証明書受有船舶
- (4) 海上災害セーフティサービス契約事業所
- (5) HAZMATers、HMSS、LDSS 契約者
- (6) センターと事故対応時の事前契約を締結している事業者又は船舶等

第 3 条 海上防災措置に付帯する業務としてセンターが船舶所有者その他の者からの委託を受けて実施する教育訓練・演習、計画策定の業務に加え、湖沼、河川等の陸域における危険物事故対応サービス及びこれらに類する業務においても、本規程を準用することがある。

第 4 条 この規程は、平成 25 年 11 月 13 日に制定し、平成 25 年 10 月 1 日より適用する。